

許可番号 02120055145

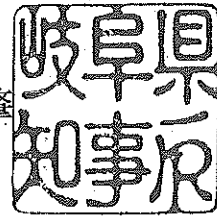
産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 2年 5月15日

許可の有効年月日 令和 7年 5月14日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (圧縮)

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 中間処理 (選別)

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。)、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。)

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3) 中間処理 (破砕)

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。)、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。)

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 種 類: 圧縮施設

設置場所: 岐阜県羽島市桑原町午南字小沼1156番1

設置年月日: 令和2年5月12日

処理能力: 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。) 192t/日 (24t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 種 類: 選別施設

設置場所: 岐阜県羽島市桑原町午南字小沼1156番1

設置年月日: 令和2年5月12日

許可番号 02120055145

処理能力:

金属くず(自動車等破砕物を含む。) 121.52t/日 (15.19t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む。) 37.6t/日 (4.7t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。) 107.6t/日 (13.45t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3)種類: 破砕施設

設置場所: 岐阜県羽島市桑原町午南字小沼1156番1

設置年月日: 令和2年5月12日

処理能力:

金属くず(自動車等破砕物を含む。) 4.96t/日 (0.62t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む。) 4.64t/日 (0.58t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。) 5.28t/日 (0.66t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3 許可の条件

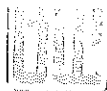
なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 5月15日 産業廃棄物処分量許可(新規)

令和 4年12月19日 産業廃棄物処分量変更届(書換)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無



許可番号第 02320055145 号

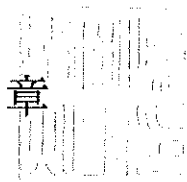
産業廃棄物処分業許可証

住 所 海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社
代表取締役 森 英貴 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 6 (2024) 年 2 月 1 4 日
許可の有効年月日 令和 1 0 (2028) 年 9 月 1 2 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず

以上 4 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラス
くず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
を除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除
く。)

以上 6 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

弥富市荷之上町八平裏 3 3 3 番 1

イ 設置年月日

平成 24 年 4 月 20 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿
含有産業廃棄物を除く。） 192t/日 (24t/時間)
紙くず 232t/日 (29t/時間)
木くず 240t/日 (30t/時間)
繊維くず 200t/日 (25t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 破砕施設

ア 設置場所

弥富市荷之上町八平裏 334 番 1

イ 設置年月日

平成 18 年 3 月 20 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び
石綿含有産業廃棄物を除く。） 4.568t/日 (0.571t/時間)
紙くず 3.424t/日 (0.428t/時間)
木くず 4.112t/日 (0.514t/時間)
繊維くず 2.736t/日 (0.342t/時間)
金属くず（自動車等破砕物を除く。） 10.08t/日 (1.26t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず（工作物
の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
を除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕
物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 10.96t/日 (1.37t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 16 年 9 月 13 日 新規許可

平成 22 年 3 月 16 日 更新許可

許可番号第 02320055145 号

平成29年 5月12日 更新許可 (優良認定)

令和 6年 2月14日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・

